



## 10月から下水道使用料を改定します

# どういうしくみなの？

# 下水道事業の財布

市では、10月1日から下水道の使用料を改定します。広報たかやまでは、今なぜ使用料の改定が必要なのか、下水道の財政のしくみなどと併せて、9月1日号に引き続き下水道事業のあらましについて紹介します。

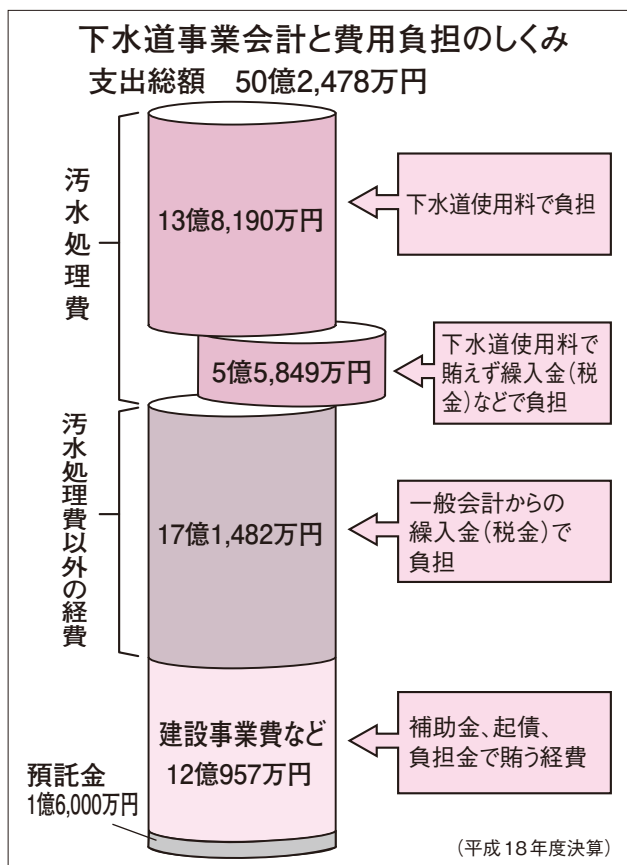
## 下水道事業は特別会計で運営

高山市の会計には、税金や国・県からの交付金・補助金、市債などを財源として、全般的な行政の経費を扱う「一般会計」と、特定の事業を進めるため、使用料などの収入を充てて独立した経理を行う「特別会計」「企業会計」があります。

高山市の下水道事業は、「下水道事業特別会計」と「農業集落排水事業特別会計」の2つの特別会計で経理を行っています。

## 汚水は使用料で負担 それ以外は一般会計で負担

下水道事業の経費は、家庭などの汚水をきれいな水に処理するための汚水処理費と、自治体が、社会



資本として施設を整備・維持したり環境保全施策を行うための経費があります。

汚水処理費は、受益者負担の考えから使用者が負担することが原

則で、下水道使用料で賄われています。

一方、後者は、自治体が行うべき業務であることや、その費用の

財源を一般会計で収入することから、一般会計からの繰入金で対応すべき

## 赤字経営の汚水処理事業

経費として、税金で賄われています。つまり、下水道事業には、使用料で賄う汚水処理費だけでなく、雨水排水や環境保全施設に関する経費、交付税として補てんされている起債(借入れ)の返済費用など、使用料以外で賄う経費があります。

高山市の下水道事業は、「下水道事業5カ年計画」に基づいて順次整備を進めています。普及率も93・53% (平成19年度末・浄化槽分は含めない)となり、施設整備は、ほぼ最終段階を迎えています。

しかし、独立採算の経営を原則としている下水道事業会計は、維持管理費や施設建設の借入金返済